

「意見聴取」の方法について（案）

平成 30 年 4 月 1 日 地方独立行政法人法の一部改正

→ 評価を行う主体が、設立団体（県）となり、評価委員会は、「設立団体（県）が評価をする際に意見を述べる」事務をつかさどることとなった。

平成 30 年度（平成 29 年度業務実績の評価）

- ① 県が作成した「評価（素案）」に対する意見
 - ② 県が作成した「評価（案）」に対する意見
- 「評価結果」を各委員へ報告



令和元年度（平成 30 年度業務実績・第 2 期業務実績見込の評価）

- ① 「評価委員会の評定」（S A B C）
 - ② 県が作成した「評価（案）」に対する意見
- 「評価結果」を各委員へ報告



令和 2 年度（案）（令和元年度業務実績・第 2 期業務実績の評価）

- ① 「評価委員会の評定」（S A B C）
- 「評価結果」を各委員へ報告

※ 県が作成した評価の「案」や「素案」についての意見は聴取しない